

お客さま各位

昭和信用金庫

「未利用口座管理手数料」新設のお知らせ

当金庫では、長期間ご利用のない口座について、口座が不正に利用されることによる被害を防止するため、令和6年10月1日以降に開設された普通預金口座等について、下記の通り「未利用口座管理手数料」を新設させていただきます。

ご利用のない口座については、ご利用の再開をお勧めし、今後ご利用の予定のない口座については、口座の不正利用防止の観点から、ご解約をお勧めします。(日常よりご利用のある口座については、本手数料の対象となりません。)

記

1. 対象となる口座	令和6年10月1日以降に開設された口座が対象となります。 最終取引より2年以上(利息の入金・本件手数料引き落としは除く。)お預入れまたは払い戻しのない普通預金口座(総合口座・決済性預金口座を含む。)・貯蓄預金口座 ※紛失・盗難によりご利用が停止された口座も含まれます。
2. 対象外となる口座	次の場合は対象となりません。 ・口座の残高が10,000円以上ある場合 ・当金庫と同一店内で融資取引がある場合 ・当金庫と同一店内で定期性預金、公共債等、信託、保険の取引がある場合 ・当金庫の出資会員(同一店内)である場合
3. 手数料金額	年間1,320円(消費税込)
4. 口座の自動解約	・対象口座の残高が、未利用口座管理手数料に満たない場合(残高0円の場合も含む。)は、残高全額を当該手数料に充当のうえ、預金者に、通知することなく対象口座を解約させていただきます。 ・ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却および解約となった口座の再利用には応じかねますのであらかじめご了承ください。
5. 未利用口座のご案内方法	・お客さまの口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文書にて、「ご案内」を郵送します。 ※ご案内が到達しなかった場合でも通常到達すべき時期に到達したものとみなします。 ・ご案内後、3か月経過後もお取引がない場合、未利用口座管理手数料を対象口座から引き落としさせていただきます。
6. 手数料徴求開始	・令和9年2月15日以降(予定)

※ご不明な点は、お取引店窓口までお問い合わせください。

以上

昭和信用金庫